

市民・事業者の皆様へ
新型コロナウイルス感染症
支援策パンフレット

＜第2版＞
令和2年5月1日

事前に電話等でご相談の上、必要に応じて直接窓口にお越しいただくなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。

掲載している内容は、令和2年5月1日時点の主な支援策です。最新の情報やその他の支援につきましては、市ホームページをご確認いただくか、各担当課へお問い合わせください。

生活経済緊急支援室

相談受付用フリーダイヤル 0120-099-552

京丹後市峰山総合福祉センター東館内
(京丹後市峰山町杉谷 691 番地)

京丹後市

新型コロナウイルス感染症対策本部

電話：0772-69-0135（平日 8:30～17:15 事務局：生活経済緊急支援室）

目次

個人の方を対象とした支援…P3～

市内公共施設の使用料の還付	3
個人住民税（市・府民税）、固定資産税、国民健康保険税の減免	4
国民年金保険料の学生納付特例	5
国民年金保険料の免除、納付猶予申請	6
国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症の影響）	7
国民健康保険傷病手当金支給制度	8
後期高齢者医療保険料の減免	9
後期高齢者医療傷病手当金支給制度	10
国民健康保険の手続き期間の延長について	10
生活や仕事の総合相談支援窓口（個人向け）	11
くらしの資金貸付制度	12
離職者等住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）	12
生活福祉資金貸付制度	13
介護保険料の減免	14
介護保険料の徴収の猶予	15
介護サービス利用者負担額の減免	16
市営住宅家賃の減免、徴収猶予	17
京丹後市貸付奨学金の返還猶予	18
京丹後市給付奨学金の給付	19
小中学校の就学援助制度	20
国の高等教育修学支援制度（授業料等免除・減額、給付型奨学金の支給）	21
国の貸与型奨学金（緊急採用無利子・応急採用有利子）	22
保育所（こども園）保育料の減免	22

個人および事業者の方を対象とした支援…P23～

市税等の徴収の猶予の「特例制度」、換価の猶予	23
上下水道料金等の支払猶予	24

目次

事業者の方（個人事業含む）を対象とした支援…P25～

新型コロナウイルス対策緊急支援補助金	25
農林漁業セーフティネット資金	26
農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)	26
経営体育成強化資金	27
農業近代化資金	28
学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業（新たな販路等促進）	29
学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業（フードバンク活用促進等）	30
漁業近代化資金	31
京都府休業要請対象事業者支援給付金	32
持続化給付金	33
雇用調整助成金（特例措置）、緊急雇用安定助成金	34
京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金	35
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（事業者向け）	36
小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	37
新型コロナウイルス対策緊急支援補助金	38
多様な働き方推進事業費補助金	38
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	39
小規模事業者持続化補助金	39
IT 導入補助金	40
京丹後市信用保証料補助制度の拡充	40
京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給	41
新型コロナウイルス対応緊急資金（普通保証）	41
新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット4号保証）	42
新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット5号保証）	43
新型コロナウイルス対応緊急資金（危機関連枠）	44
信用保証付き融資における保証料・利子減免	45
新型コロナウイルス感染症特別貸付	46
新型コロナウイルス対策マル経融資	46
危機対応融資	47
特別利子補給制度（実質無利子）	48

新型コロナウイルス感染症対策…P48～

新型コロナウイルス感染症相談窓口	48
感染症対策	49

～個人～

【京丹後市】

制度名称	市内公共施設の使用料の還付
対象者	①令和2年4月18日（土）から令和2年5月31日（日）までの施設使用料を納付された方 ②令和2年6月1日（月）以降の施設使用料を納付された方で、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、自主的に施設使用中止の申し出を事前にされた方
支援内容	新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、令和2年4月18日（土）から令和2年5月31日（日）までの期間、市内公共施設の一般への利用を停止することに伴い、納付された使用料を還付します。 また、令和2年6月1日（月）以降の期間に、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、自主的に施設の使用を中止される場合についても、納付された使用料を還付します。
必要なもの	使用料を還付するための振込口座 （原則、口座振込で還付することとしています）
手続方法	対象者①の方は、還付の申し出は不要です。（市から連絡および手続きをします。） 対象者②の方は、施設使用を新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため中止される場合、事前にその旨を電話等で、使用申し込みされた施設まで連絡をお願いします。（使用料還付のための書類が必要な場合があります）
申請期間	対象者②の方は、新型コロナウイルス感染症が終息したと判断されるまでの期間（その間は、随時申請を受け付けます）
その他	・ 還付までに一定の時間を要する場合があります。 ・ 指定管理施設の使用料の還付については、各指定管理者へお問い合わせください。
問い合わせ	総務部 財産活用課【電話：0772-69-0080】

【京丹後市】

制度名称	個人住民税（市・府民税）、固定資産税、国民健康保険税の減免
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の適用を受けた方 ② 世帯の収入が低くなり、生活が著しく困難となった方 ③ 倒産等により資力をなくしたときおよび倒産に伴う債務の返済に充てるため財産等を処分し著しく生活または事業経営が困難である方 ④ 災害等により被害を受けた方
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 5割若しくは10割の減免（国民健康保険税除く） ② 3～10割の減免（固定資産税除く） ③ 5割若しくは10割の減免 ④ 3～10割の減免（固定資産税のみ）
必要なもの	市税等減免申請書、収入・資産の調査に係る同意書
手続方法	市税等減免申請書に必要書類を添付し税務課に提出してください。※郵送可内容を確認し、減免の許可・不許可や減免する金額を審査します。
申請期間	原則として納期限前7日まで
問い合わせ	市民環境部 税務課【電話：0772-69-0180】

【京丹後市】

<p>制度名称</p>	<p>国民年金保険料の学生納付特例</p>
<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が学生納付特例基準相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。</p>
<p>対象者</p>	<p>以下の①及び②のいずれも満たす方が対象になります。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。</p> <p>② 所得が学生納付特例基準相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方。</p>
<p>必要なもの</p>	<p>① 国民年金保険料学生納付特例申請書 ② 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） ③ 学生証のコピー</p> <p>※学生証等が発行遅延により添付できない場合でも申請書を提出していただけます。後日、学生証等の提出をお願いします。</p>
<p>手続方法</p>	<p>●国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。</p> <p>●申請書の提出先は、保険事業課、各市民局（峰山を除く）、年金事務所です。 ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。</p>
<p>その他</p>	<p>●申請の対象となる期間 令和元年度分として、令和2年2月分～令和2年3月分まで 令和2年度分として、令和2年4月分～令和3年3月分まで</p> <p>※令和元年度分と令和2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書が2枚必要となります）</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>ねんきん加入者ダイヤル【電話：0570-003-004】 日本年金機構 舞鶴年金事務所【電話：0773-78-1165】 市民環境部 保険事業課【電話：0772-69-0220】</p>

【厚生労働省・京丹後市】

制度名称	国民年金保険料の免除、納付猶予申請
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて、所得が国民年金保険料免除基準相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となります。
対象者	<p>以下の①及び②のいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。</p> <p>② 所得が国民年金保険料免除基準適用相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準適用相当になることが見込まれる方。</p>
必要なもの	<p>① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p> <p>② 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））</p>
手続方法	<p>●国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。</p> <p>●申請書の提出先は、保険事業課、各市民局（峰山を除く）、年金事務所です。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。</p>
その他	<p>●申請の対象となる期間 令和2年2月分～令和2年6月分まで</p> <p>※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。</p>
問い合わせ	<p>ねんきん加入者ダイヤル【電話：0570-003-004】</p> <p>日本年金機構 舞鶴年金事務所【電話：0773-78-1165】</p> <p>市民環境部 保険事業課【電話：0772-69-0220】</p>

【京丹後市】

<p>制度名称</p>	<p>国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症の影響）</p>
<p>対象者</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①～③のいずれにも該当する世帯</p> <p>① 主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</p> <p>② 主たる生計維持者の前年の総所得金額の合計額が1,000万円以下であること</p> <p>③ 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>※「事業収入等」とは事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入をいいます。</p>
<p>支援内容</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯に対しては、国保税の全部を免除します。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれ、上記①～③のいずれにも該当する世帯は、減少した所得により減免額を算出します。</p> <p>3 倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどにより離職（特定理由離職者）された方の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、国保税の減免を行う必要がある場合には、前年の所得金額により減免額を算定します。</p> <p>※提出書類「特例対象保険者申出書」「雇用保険受給者資格者証」</p>
<p>必要なもの</p>	<p>市税等減免申請書、前年の収入状況および今年の収入の減少がわかる書類</p>
<p>手続方法</p>	<p>市税等減免申請書に必要書類を添付し税務課に提出してください。※郵送可内容を確認し、減免の許可・不許可や減免する金額を審査します。</p>
<p>申請期間</p>	<p>原則として納期限前7日まで</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>市民環境部 税務課【電話：0772-69-0180】</p>

【京丹後市】

<p>制度名称</p>	<p>国民健康保険傷病手当金支給制度</p>
<p>支援内容</p>	<p>京丹後市国民健康保険加入者で被用者であるかたが、新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために4日以上労務できない場合、傷病手当金を支給します。</p> <p>◇傷病手当金</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染しまたは発熱等の症状により感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができなかつた時、働けなくなつた日から3日を経過した日以降の働く予定であつた日について支給。</p> <p>◇傷病手当金の額</p> <p>1日につき、傷病手当金の支給を受ける日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で割つた金額の3分の2に相当する金額（上限あり）。</p> <p>◇対象期間</p> <p>令和2年1月1日から令和2年9月30日（入院が継続する場合は最長で1年6カ月まで）</p>
<p>対象者</p>	<p>給与等の支払を受けている国民健康保険加入者</p>
<p>必要なもの</p>	<p>国民健康保険傷病手当金支給申請書 （世帯主記入用申請書に、被保険者、事業主、医療機関記入用申請書を添付）</p>
<p>手続方法</p>	<p>保険事業課または市民局（峰山市民局を除く）窓口で申請してください。</p>
<p>申請期間</p>	<p>随時</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>市民環境部 保険事業課【電話：0772-69-0220】</p>

【京丹後市】

制度名称	後期高齢者医療保険料の減免																																				
対象者	後期高齢者医療保険加入者の属する世帯の世帯主の年間の所得額が前年中に比べ半分以下となる見込みの場合で、前年中の後期高齢者医療保険加入者および世帯主の基礎控除後の総所得金額等の合計額が600万円以下である方																																				
支援内容	<p>後期高齢者医療保険加入者の属する世帯の世帯主の収入が著しく減少した場合、申請により後期高齢者医療保険料の減免を行います。</p> <p>◇減免期間：申請のあった日の属する月から当該年度末まで</p> <p>◇減免割合：《所得割額の減免割合》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>① \ ②</th> <th>100%</th> <th>90%以上</th> <th>80%以上</th> <th>70%以上</th> <th>60%以上</th> <th>50%以上</th> <th>40%以上</th> <th>30%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>200万円以下</th> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <th>400万円以下</th> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>600万円以下</th> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 世帯の基礎控除後の総所得金額等の世帯合算額 ② 後期高齢者医療保険加入者の基礎控除後の総所得金額等の減少率</p>	① \ ②	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	40%以上	30%以上	200万円以下	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	600万円以下	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
① \ ②	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	40%以上	30%以上																													
200万円以下	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%																													
400万円以下	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—																													
600万円以下	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—																													
必要なもの	<p>① 申請書</p> <p>② 収入減少の理由を証明するもの（離職証明書、公的機関への休業または廃業の届出書の写し、入院証明書等）</p> <p>③ 収入金額のわかるもの</p> <p>④ 被保険者証</p>																																				
手続方法	保険事業課または市民局（峰山市民局を除く）窓口で申請してください。																																				
申請期間	減免を受けようとする納期の納期限7日前まで																																				
問い合わせ	市民環境部 保険事業課【電話：0772-69-0220】 京都府後期高齢者医療広域連合 業務課【電話：075-344-1219】																																				

【京都府後期高齢者医療広域連合・京丹後市】

制度名称	後期高齢者医療傷病手当金支給制度
支援内容	<p>京都府後期高齢者医療保険加入者で被用者であるかたが、新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために4日以上労務できない場合、傷病手当金を支給します。</p> <p>◇傷病手当金</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染し又は発熱等の症状により感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができなかつた時、働けなくなつた日から3日を経過した日以降の働く予定であつた日について支給。</p> <p>◇傷病手当金の額</p> <p>1日につき、傷病手当金の支給を受ける日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で割つた金額の3分の2に相当する金額（上限あり）。</p> <p>◇対象期間</p> <p>令和2年1月1日から令和2年9月30日（入院が継続する場合は最長で1年6カ月まで）</p>
対象者	給与等の支払を受けている後期高齢者医療保険加入者
必要なもの	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書 （被保険者記入用及び事業主記入用、医療機関記入用申請書を添付）
手続方法	保険事業課または市民局（峰山市民局を除く）窓口で申請してください。
申請期間	随時
問い合わせ	京都府後期高齢者医療広域連合 業務課【電話：075-344-1219】 市民環境部 保険事業課【電話：0772-69-0220】

【京丹後市】

制度名称	国民健康保険の手続き期間の延長について
支援内容	<p>国民健康保険の加入や脱退等の届け出は、通常14日以内に行つていただく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、届け出が14日を超えた場合についても、やむを得ない理由があるものとし、通常どおり手続きいただけます。</p>
問い合わせ	市民環境部 保険事業課【電話：0772-69-0220】

【京丹後市】

制度名称	生活や仕事の総合相談支援窓口（個人向け）
対象者	市内在住の方
支援内容	<p>「寄り添い支援総合サポートセンター」は、消費生活相談を含めた、様々な生活や仕事に関する相談ができる「総合相談支援窓口」です。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学校等の一斉休校や事業所の休業等により、収入の減少でお困りの方の生活や仕事の相談に対しても、様々な制度の案内や必要に応じて個別支援計画を作成し、制度利用の支援を実施しています。</p>
必要なもの	特になし
手続方法	<p>まず、電話・ファックス・電子メールにてご相談ください。</p> <p>（現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小しておりますので、ご協力をお願いします）</p>
申請期間	随時
問い合わせ	<p>寄り添い支援総合サポートセンター（生活福祉課）</p> <p>【電話：0120-125-294】【ファックス：0772-62-5020】</p> <p>【メール：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】</p>

【京丹後市】

制度名称	くらしの資金貸付制度
対象者	失業や疾病などにより一時的に生活の不安定な低所得世帯または債務整理による生活再建に際し一時的に生活が困窮している世帯
支援内容	「くらしの資金」の貸し付けを実施します。 【限度額】 1世帯 20万円以内 【償還期間】 貸付日から2年もしくは3年8カ月以内（据置期間4カ月以内） 【償還方法】 分割または一括償還 【保証人】 10万円以内の申込の場合は不要 ただし、10万円を超える場合は、連帯保証人1人が必要 【その他】 無担保・無利子
必要なもの	申込書、同意書、印鑑
手続方法	まず、電話・ファックス・電子メールにてご相談ください。 （現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小しておりますので、ご協力をお願いします。）
申請期間	随時
問い合わせ	寄り添い支援総合サポートセンター（生活福祉課） 【電話：0120-125-294】【ファックス：0772-62-5020】 【メール：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】

【京丹後市】

制度名称	離職者等住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）
対象者	離職や廃業または収入の減少により住居を失うおそれのある方または失った方
支援内容	就職にむけた活動をするなど条件に、一定期間、家賃の一部または全部を住人に代わり京丹後市から家主へ支払います。
必要なもの	申請者によって違いがあるため、ご相談時にお伝えします。
手続方法	まず、電話・ファックス・電子メールにてご相談ください。 （現在、感染症予防のため、窓口での面談を縮小しておりますので、ご協力をお願いします。）
申請期間	随時
その他	その他にも所得を含めた条件等があります。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ	寄り添い支援総合サポートセンター（生活福祉課） 【電話：0120-125-294】【ファックス：0772-62-5020】 【メール：yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】

【京都府社会福祉協議会・京丹後市社会福祉協議会】

制度名称	生活福祉資金貸付制度
対象者	休業や失業等により生活資金でお悩みの市民
支援内容	<p>生活福祉資金の貸し付けの対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を実施します。</p> <p>(1) 緊急小口資金 【貸付条件】 無利子、保証人不要 【貸付額】 10万円以内 ※学校等の休業等の特例 20万円以内 【償還期限】 2年以内（据置期間1年以内）</p> <p>(2) 総合支援資金 【貸付条件】 無利子、保証人不要 【貸付額】 2人以上世帯：月20万円以内、単身世帯：月15万円以内 【貸付期間】 原則3カ月 【償還期限】 10年以内（据置期間1年以内）</p>
必要なもの	相談の際にお問い合わせください。
手続方法	京丹後市社会福祉協議会へ電話にてお問い合わせください。
申請期間	随時
問い合わせ	京丹後市社会福祉協議会 峰山支所【電話：0772-62-4128】 本 所【電話：0772-65-2100】

【京丹後市】

制度名称	介護保険料の減免						
対象者	<p>次のいずれかに該当する第1号被保険者</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>② 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、<u>次のいずれにも該当する第1号被保険者</u></p> <p>(1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>(2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>③ 感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した世帯の第1号被保険者</p> <p>※ ①は全額免除 ②は算定式に基づく減免額 ③は算定式に基づく対象保険料額を全額免除</p> <p>【算定式】 保険料減免額＝対象保険料額（A×B／C）×減免割合（D）</p> <p>「A」 当該第1号被保険者の保険料額</p> <p>「B」 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額</p> <p>「C」 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額</p> <p>「D」 次の前年の合計所得金額の区分による減免割合</p> <table border="1" data-bbox="549 1151 1385 1274"> <tr> <td>前年の合計所得金額</td> <td>減免の割合（D）</td> </tr> <tr> <td>200万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>200万円を超えるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合（D）	200万円以下であるとき	全部	200万円を超えるとき	10分の8
前年の合計所得金額	減免の割合（D）						
200万円以下であるとき	全部						
200万円を超えるとき	10分の8						
支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料を納付することが困難であると認められる場合には、第1号被保険者または世帯の生計維持者から長寿福祉課に申請することにより、保険料を減免します。</p>						
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料減免の申請書 ・収支明細書（減免を受けようとする前年の収入および支出の実績、同日以後の収入および支出の見込） ・その他、事実を証する書類（離職証明書、廃業届、診断書、医療費の領収書等） 						
手続方法	申請書に必要書類を添付し長寿福祉課に提出してください。※郵送可						
申請期間	随時						
その他	減免期間：事由が生じた月（令和2年2月1日以降）から令和3年3月末まで（令和3年3月末までに65歳を迎える方も対象となります。）						
問い合わせ	健康長寿福祉部 長寿福祉課【電話：0772-69-0330】						

【京丹後市】

制度名称	介護保険料の徴収の猶予
対象者	次のいずれかに該当する第1号被保険者 ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した事業所で消毒作業が行われたため、備品（電化製品など）が壊れて使用できなくなったまたは棚卸資産を廃棄したとき ② 第1号被保険者または世帯の生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患したとき ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により予約キャンセルが相次いだため、事業を廃止または休止したとき ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により予約キャンセルが相次いだため、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じたとき ⑤ 上記のほか、一時的に介護保険料の支払いが困難な第1号被保険者
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者（65歳以上の方）が介護保険料を納付することが困難であると認められる場合には、第1号被保険者または世帯の生計維持者から長寿福祉課に申請することにより、徴収を猶予します。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収の猶予の申請書 ・ 収支明細書（猶予を受けようとする前年の収入および支出の実績、同日以後の収入および支出の見込） ・ その他、事実を証する書類（離職証明書、廃業届、診断書、医療費の領収書等）
手続方法	申請書に必要書類を添付し長寿福祉課に提出してください。※郵送可
申請期間	原則として納期限前7日まで
その他	猶予期間：申請月から6カ月以内
問い合わせ	健康長寿福祉部 長寿福祉課【電話：0772-69-0330】

【京丹後市】

<p>制度名称</p>	<p>介護サービス利用者負担額の減免</p>											
<p>対象者</p>	<p>次のいずれかに該当する介護保険サービス利用者</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った介護保険サービス利用者…全額免除</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等を廃止し、または失業した介護保険サービス利用者…全額免除</p> <p>③ 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する介護保険サービス利用者</p> <p>(1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>(2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="379 813 1401 952"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>利用者負担額 1割</th> <th>利用者負担額 2割</th> <th>利用者負担額 3割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③に該当</td> <td>7/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>【減免の対象サービス等】</p> <p>(1) 居宅介護サービスまたは介護予防サービス（これらに相当するサービスを含む）</p> <p>(2) 地域密着型介護サービスまたは地域密着型介護予防サービス（これらに相当するサービスを含む）</p> <p>(3) 施設介護サービス</p> <p>(4) 居宅介護福祉用具購入費または介護予防福祉用具購入費</p> <p>(5) 居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費</p>	区 分	減免の割合			利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割	③に該当	7/10	5/10	5/10
区 分	減免の割合											
	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割									
③に該当	7/10	5/10	5/10									
<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス利用料を負担することが困難であると認められる場合には、介護保険サービス利用者またはその属する世帯の生計維持者から長寿福祉課に申請することにより、介護サービス利用料を減免します。</p>											
<p>必要なもの</p>	<p>① 利用者負担減額の申請書</p> <p>② 収支明細書（減免を受けようとする前年の収入および支出の実績、同日以後の収入および支出の見込）</p> <p>③ その他、事実を証する書類（離職証明書、廃業届、診断書、医療費の領収書等）</p>											
<p>手続方法</p>	<p>申請書に必要書類を添付し長寿福祉課に提出してください。※郵送可</p>											
<p>申請期間</p>	<p>随時</p>											
<p>その他</p>	<p>減免期間：事由が生じた月（令和2年2月1日以降）から令和3年3月末まで</p>											
<p>問い合わせ</p>	<p>健康長寿福祉部 長寿福祉課【電話：0772-69-0330】</p>											

【京丹後市】

制度名称	市営住宅家賃の減免、徴収猶予
対象者	市営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定以下に減少した方
支援内容	<p>市営住宅家賃の減免または徴収猶予になる場合があります。</p> <p>【家賃の減免】 減免期間：申請月から3カ月以内（再申請可とし、最長12カ月） 減免要件、減免額：入居者の収入分位（収入の状況）等に応じた減免を行います。</p> <p>【家賃の徴収猶予】 猶予期間：申請月から3カ月以内 猶予となる要件：世帯収入のおおむね30%以上の減少が3カ月以内と見込まれる場合に徴収を猶予します。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免の場合は「市営住宅家賃減免申請書」 ・ 徴収猶予の場合は「市営住宅家賃（敷金）徴収猶予申請書」 ・ 所得の減少状況がわかる書類
手続方法	まずは、お電話にてお問い合わせください。
その他	家賃の徴収猶予と減免の併用はできません。3カ月以上の家賃の滞納がある場合は徴収猶予または減免を受けることができません。
申請期間	随時
問い合わせ	建設部 都市計画・建築住宅課【電話：0772-69-0530】

【京丹後市】

制度名称	京丹後市貸付奨学金の返還猶予
対象者	京丹後市奨学生として貸付奨学金（修学支援金・入学支度金）の貸し付けを受け、現に返還をはじめている方
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響等により、京丹後市貸付奨学金の返還が困難であると認められる場合に、その状況が継続している期間の範囲内で、申請により返還の猶予を行います。
必要なもの	①貸付奨学金返還猶予申請書 ②収入減少の理由を証明するもの（離職証明書、雇用保険受給者証の写し、給与明細書の写し、減少前の収入等を証明するもの、休業等証明書の写し、診断書等）
手続方法	申請書と返還の猶予事由を証する書類を添えて教育総務課に提出してください。※郵送可
申請期間	猶予を受けようとする納期の納期限 ※既に納期限が過ぎた納期分の納付が困難な場合は、別途ご相談ください。
問い合わせ	教育委員会事務局 教育総務課 【電話：0772-69-0610】 【住所：〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地】

【京丹後市】

制度名称	京丹後市給付奨学金の給付
対象者	京丹後市に生計維持者（父母等）が居住し、現に大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程および一般課程）、高等専門学校（第4学年又は第5学年）に在学している方
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響等により、生計維持者（父母等）の所得状況に著しい変動が生じたことにより給付奨学金を希望する対象者に給付型奨学金を給付します。 給付額：10,000円～12,000円／月額 ※他の給付型奨学金制度との併用はできません。
必要なもの	① 奨学金給付申請書 ② 世帯状況申告書 ③ 収入の減少したことがわかるもの（離職証明書、雇用保険受給者証の写し、給与明細書の写し、減少前の収入等を証明するもの、休業等証明書の写し、診断書等）
手続方法	申請書に所得状況の著しい変動等を証する書類を添えて京丹後市教育委員会に提出してください。※郵送可
申請期間	随時
その他	京丹後市奨学金選考・検討委員会の意見を聴いて、給付の可否を決定します。
問い合わせ	教育委員会事務局 教育総務課 【電話：0772-69-0610】 【住所：〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地】

【京丹後市】

<p>制度名称</p>	<p>小中学校の就学援助制度</p>																		
<p>対象者</p>	<p>同一生計の世帯員の年間合計所得額が認定所得基準額以下の世帯である方 【認定所得基準額の例】</p> <table border="1" data-bbox="395 394 1407 692"> <thead> <tr> <th>世帯員</th> <th>所得基準額</th> <th>ひとり親加算の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人(30歳・9歳)</td> <td>1,739,966円</td> <td>有(240,000円)</td> </tr> <tr> <td>3人(37歳・14歳・9歳)</td> <td>2,315,762円</td> <td>有(240,000円)</td> </tr> <tr> <td>3人(33歳・31歳・9歳)</td> <td>2,053,922円</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4人(39歳・37歳・14歳・9歳)</td> <td>2,588,443円</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5人(39歳・37歳・14歳・9歳・4歳)</td> <td>2,913,651円</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通常の場合は、令和2年7月までの申請者は令和元年度(平成30年中)の所得、令和2年8月以降の申請者は令和2年度(令和元年中)の所得で審査します。</p> <p>所得基準以外で、以下のいずれかに該当する方も受給対象となります。</p> <p>(1) 申請時に生活保護を受けている方</p> <p>(2) 前年度または当年度において次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を停止または廃止された方 ・市民税が非課税の方(障害者、未成年者、寡婦または寡夫による非課税の場合) ・市民税が減免された方 ・個人事業税が減免された方 ・固定資産税が減免された方 ・国民年金掛金が減免された方(全額免除の場合) ・国民健康保険税(料)の減免または徴収猶予された方 ・児童扶養手当の支給を受けている方(全額受給の場合) ・生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けた方 	世帯員	所得基準額	ひとり親加算の有無	2人(30歳・9歳)	1,739,966円	有(240,000円)	3人(37歳・14歳・9歳)	2,315,762円	有(240,000円)	3人(33歳・31歳・9歳)	2,053,922円	無	4人(39歳・37歳・14歳・9歳)	2,588,443円	無	5人(39歳・37歳・14歳・9歳・4歳)	2,913,651円	無
世帯員	所得基準額	ひとり親加算の有無																	
2人(30歳・9歳)	1,739,966円	有(240,000円)																	
3人(37歳・14歳・9歳)	2,315,762円	有(240,000円)																	
3人(33歳・31歳・9歳)	2,053,922円	無																	
4人(39歳・37歳・14歳・9歳)	2,588,443円	無																	
5人(39歳・37歳・14歳・9歳・4歳)	2,913,651円	無																	
<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、収入が減少した世帯に対し、学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行います。なお、直近2カ月以上の収入が減少したことがわかるものにより年間合計総所得を算出し、審査を行います。</p>																		
<p>必要なもの</p>	<p>申請書、直近2カ月以上の収入が減少したことがわかるもの ※申請書の他に必要書類の提出を求めることがあります。</p>																		
<p>手続方法</p>	<p>児童生徒が在学している学校または学校教育課に申し出て、申請書に必要な事項を記入の上、学校または学校教育課に提出してください。</p>																		
<p>申請期間</p>	<p>随時</p>																		
<p>問い合わせ</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育課【電話：0772-69-0620】</p>																		

【文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構】

制度名称	国の高等教育修学支援制度（授業料等免除・減額、給付型奨学金の支給）
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した学生等で、国の高等教育修学支援制度対象の大学等に在学している方
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者（父母等）の失職、倒産や災害等により、家計が急変し、急変後の所得の見込みにより支援要件を満たすことが確認できた場合、授業料の減免・給付型奨学金の支援を行います。
必要なもの	独立行政法人日本学生支援機構もしくは在学中の学校にご確認ください。
手続方法	申込案内などを在学中の学校から受け取り、必要書類を学校に提出するとともに、インターネットにて奨学金の申し込みを行ってください。
申請期間	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
その他	2019年度に申し込みして対象外となった方、もしくは申し込めなかった方も支援対象になる可能性があります。
問い合わせ	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター 【電話：0570-666-301】（月～金、9：00～20：00） 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

【文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構】

制度名称	国の貸与型奨学金（緊急採用無利子・応急採用有利子）
対象者	大学、短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒で、学修意欲がある方
支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者（父母等）の失職、倒産や災害等により、家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に奨学金の貸付を行います。世帯収入等の基準を満たす場合、自分のアルバイトなどの収入が減ったため新たに支援を受けたい人や2019年度に申し込めなかった方も申し込むことができます。
必要なもの	独立行政法人日本学生支援機構もしくは在学中の学校にご確認ください。
手続方法	申込案内などを在学中の学校から受け取り、必要書類を学校に提出するとともに、インターネットにて奨学金の申し込みを行ってください。
申請期間	随時
その他	既に貸与奨学金を利用中の方でも、さらに支援が必要であれば、利用額を増額することができます。（貸与上限額あり）
問い合わせ	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター 【電話：0570-666-301】（月～金、9：00～20：00） 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

【京丹後市】

制度名称	保育所（こども園）保育料の減免
対象者	保育所または認定こども園の利用者
支援内容	新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等の利用者が登園を自粛された場合の保育料について、日割り計算により減額します。
必要なもの	還付口座の登録がなければ、通帳の写し
手続方法	不要（園・所の出席簿により欠席理由を確認し還付します）
問い合わせ	教育委員会事務局 子ども未来課【電話：0772-69-0340】

～個人と事業者～

【京丹後市】

制度名称	市税等の徴収の猶予の「特例制度」、換価の猶予
対象者	<p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます場合があります。</p> <p>特例制度は、担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。</p> <p>猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。</p> <p>以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人・法人の別、規模は問わず）が対象となります。</p> <p>① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。（「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。）</p> <p>令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市・府民税、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目が対象になります。</p> <p>これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。</p>
支援内容	<p>原則として1年以内の猶予を受けることができます。なお、猶予の許可を受けた市税等は、猶予期間中に分割して納付する必要があります。</p> <p>※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があるときは、申請により通常の猶予制度に切り替えて猶予期間の延長が認められる場合があります。</p> <p>※すでに滞納となっている税金について、一時に納付することが困難な場合は、申請による換価の猶予制度があります。京都地方税機構丹後地方事務所（電話0772-68-1041）にご相談ください。</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収の猶予の申請書 ・ 財産目録（資産および負債） ・ その他、事実を証する書類
手続方法	<p>徴収の猶予の申請書に必要書類を添付し税務課に提出してください。</p> <p>※郵送可</p> <p>提出された書類の内容を確認し猶予の許可・不許可や猶予する金額や期間について審査します。</p>
申請期間	原則納期限まで
問い合わせ	市民環境部 税務課【電話：0772-69-0180】

【京丹後市】

制度名称	上下水道料金等の支払猶予
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一時的に上下水道料金等の支払いが困難な方
支援内容	上下水道料金等の支払いを猶予します。
手続方法	お電話でご相談ください。状況に応じ対応させていただきます。 ※感染防止の観点から、電話相談のみとさせていただきます。
その他	上下水道料金等の減額や支払い免除を行うものではありません。
問い合わせ	上下水道部 経営企画整備課【電話：0772-69-0550】

～事業者～

【京都府・京丹後市】

制度名称	新型コロナウイルス対策緊急支援補助金
対象者	新型コロナウイルス感染症によって急な販売先の変更や売上高の大幅な減少等が生じている農林水産業者または農林水産業者等が組織する団体
支援内容	<p>出荷・販売等の経済活動の回復につながる新たな取組を支援します。</p> <p>補助率 【京都府】 事業実施に係る費用の 2/3 以内（補助上限額 20 万円） 【京丹後市】 事業実施に係る費用の 1/3 以内（補助上限額 10 万円） ※両制度の併用により、費用を全額助成します。</p> <p><取組例> ○新たな販路の開拓や代替販路への出荷等 ○出荷・販売できない農林水産物を使った新商品の試作・開発等 ○農産物の次期作への切り替え、畜産物の品質向上等</p>
必要なもの	申請書等
手続方法	京都府丹後農業改良普及センターへ相談してください。
その他	農林水産業者が受けた影響を客観的に証明する必要があります。
申請期間	国において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定された令和 2 年 2 月 25 日以降の取組が対象です。
問い合わせ	京都府丹後農業改良普及センター【電話：0772-62-4308】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】

【日本政策金融公庫】

制度名称	農林漁業セーフティネット資金
対象者	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある方
支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症により生じた一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を融資します。</p> <p>利率：実質無利子（融資当初5年間（林業者は融資当初10年間））</p> <p>返済期間：10年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>融資限度額：（一般）1,200万円以内</p>
必要なもの	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 融資課へご相談ください。
手続方法	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 融資課へご相談ください。
申請期間	随時
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業【電話：075-221-2147】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】

【日本政策金融公庫】

制度名称	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
対象者	認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた方）であって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じている方
支援内容	<p>認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を融資します。</p> <p>使途：農業経営改善計画の達成に必要な資金全般 （新型コロナウイルス感染症の影響により必要なものに限る）</p> <p>利率：実質無利子（融資当初5年間）</p> <p>返済期間：25年以内（うち据置期間10年以内）</p> <p>融資限度額：（個人）3億円 （法人）10億円</p>
必要なもの	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 融資課へご相談ください。
手続方法	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 融資課へご相談ください。
申請期間	随時
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業【電話：075-221-2147】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】

【日本政策金融公庫】

制度名称	経営体育成強化資金
対象者	農業を営む者（主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など）
支援内容	<p>経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で融資します。</p> <p>用途：経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金（新型コロナウイルス感染症により必要なものに限る）</p> <p>利率：実質無利子（融資当初5年間）</p> <p>返済期間：25年以内（うち据置期間3～10年以内）</p> <p>融資限度額：（個人）1億5,000万円以内（法人・団体）5億円以内</p>
必要なもの	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 融資課へご相談ください。
手続方法	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 融資課へご相談ください。
申請期間	随時
問い合わせ	日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業【電話：075-221-2147】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】

【農林水産省・京都府】

制度名称	農業近代化資金
対象者	農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）
支援内容	<p>経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。</p> <p>用途：計画等に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金 （新型コロナウイルス感染症により必要なものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧または取得 ・果樹その他の永年性植物の植栽または育成、乳牛その他の家畜の購入または育成 ・農地または牧野の改良、造成または復旧 ・長期運転資金 ・農村環境整備資金 など <p>利率：実質無利子（融資当初5年間） 返済期間：資金用途に応じ7～20年以内（うち据置期間2～7年以内） 融資限度額：農業を営む者（個人）1,800万円 （法人・団体）2億円</p>
必要なもの	京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課へお問い合わせください。
手続方法	京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課へお問い合わせください。
申請期間	随時
問い合わせ	京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 【電話：0772-62-4315】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】

【国（公財）食品等流通合理化促進機構】

<p>制度名称</p>	<p>学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち 新たな販路へのマッチング等促進対策</p>
<p>対象者</p>	<p>食品関連事業者等</p>
<p>支援内容</p>	<p>小中学校等の一斉臨時休業に伴い発生した学校向け未利用食品の有効活用を図るため、実需者とのマッチングや保管配送料等を支援します。</p> <p>●<u>販売サイト支援</u> 学校向け未利用食品の新たな販売先とのマッチングを行うサイトの運営支援、未利用食品の保管・配送経費を支援します。 補助率：定額</p> <p>●<u>地域における取組支援</u> 地域において学校向け未利用食品の新たな販売先を確保するためのマッチングを行う取組支援、未利用食品の保管・配送経費を支援します。 補助率：定額</p> <p>●<u>事業者への配送料等への支援</u> 学校向け未利用食品の新規販売先を独自に確保した際の保管・配送経費を支援します。 補助率：定額</p>
<p>必要なもの</p>	<p>公益財団法人食品等流通合理化促進機構へ相談してください。</p>
<p>手続方法</p>	<p>公益財団法人食品等流通合理化促進機構へ相談してください。</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和2年5月8日まで</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>公益財団法人食品等流通合理化促進機構【電話：03-5809-2176】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】</p>

【国（公財）食品等流通合理化促進機構】

<p>制度名称</p>	<p>学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち フードバンク活用の促進対策および再生利用の促進対策</p>
<p>対象者</p>	<p>食品関連事業者等</p>
<p>支援内容</p>	<p>小中学校等の一斉臨時休業に伴い発生した学校向け未利用食品の有効活用を図るため、食品関連事業者等がフードバンクに寄附する際の輸配送費を負担する場合や、再利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を負担する場合に、その費用を支援します。</p> <p>●フードバンク活用の促進対策</p> <p>未利用食品をフードバンクに寄附するまたはフードバンクと調整の上で福祉施設等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援します。</p> <p>補助率：定額</p> <p>ただし、配送に要する経費については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の庸車により行うもの 7,000円／トン以内 ・小口配送便等により行うもの 70円／キログラム以内 <p>●再生利用の促進対策</p> <p>やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費および再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。</p> <p>補助率：定額</p> <p>ただし、配送に要する経費については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の庸車により行うもの 7,000円／トン以内 ・再生利用に係る処理費 定額（32円／キログラム以内）
<p>必要なもの</p>	<p>農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課へ相談してください。</p>
<p>手続方法</p>	<p>農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課へ相談してください。</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和2年5月15日まで</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課【電話：03-6738-6477】 農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】</p>

【農林水産省・京都府】

制度名称	漁業近代化資金
対象者	漁業・水産加工業を営む個人または法人、漁業生産組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会 等
支援内容	<p>経営改善に必要な実質無担保で長期かつ低利の施設資金等を融資します。</p> <p>用途：漁船の改造・建造または取得、漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成または取得</p> <p>利率：実質無利子（融資当初5年間）</p> <p>保証料は当初5年間免除（対象：5号資金）</p> <p>※借入限度額は対象によって異なるためお問い合わせください。</p>
必要なもの	京都府漁業協同組合へ相談してください。
手続方法	京都府漁業協同組合へ相談してください。
申請期間	随時
問い合わせ	<p>京都府漁業協同組合【電話：0773-77-2200】</p> <p>農林水産部 海業水産課【電話：0772-69-0460】</p>

【京都府】

制度名称	京都府休業要請対象事業者支援給付金
対象者	緊急事態措置期間（令和2年4月18日～5月6日）のうち、遅くとも令和2年4月25日午前0時から5月6日まで連続して、京都府の要請等に応じて休業等の対応を実施した事業者
支援内容	京都府の使用制限（休業）等の要請に協力した中小企業・団体・個人事業主に 対して支援給付金を支給 給付額：中小企業・団体 20万円、個人事業主 10万円
必要なもの	申請書、支払口座振替依頼書、誓約書 （添付資料） （1）営業活動を行っていたことがわかる以下の①～③の全ての書類（写し） ①直近の確定申告書（税務署の受付印又は電子申請の受信通知のあるもの） ②直近の月締め帳簿など営業実態が分かる資料 ③施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真、パンフレット等 （2）業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（写し） （3）本人確認書類（写し） （4）休業等の状況がわかる書類 ①休業の状況がわかる書類 ②営業・酒類の提供時間の短縮の状況がわかる書類 例）休業や営業時間短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、DM等の写し（写真） ※詳細は、京都府ホームページ又は下記の問い合わせ先でご確認ください
手続方法	簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により下記宛郵送 （宛先）〒606-8799 左京郵便局留 京都府支援給付金センター
申請期間	令和2年5月7日～6月15日（消印有効） ※持参による受付、対面での説明は行いません。
その他	※市独自の制度により、府と同額の上乗せ支給を検討しています。
問い合わせ	京都府緊急事態措置コールセンター【電話：075-414-5907】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【経済産業省】

制度名称	持続化給付金
対象者	中堅・中小企業、小規模事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、フリーランスを含む個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
支援内容	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。 【給付額の計算】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月） ※月間事業収入が前年同月比50%以下となる月を任意で選択（対象月） 対象月は、令和2年1月から12月までの間で事業者が選択した月とする。 ただし、法人は200万円、個人事業者等は100万円が上限
必要なもの	2019年（法人は全事業年度）の確定申告書類、売上減となった月の売上台帳の写し、通帳の写し、身分証明書の写し（個人事業主） ※詳しくは、持続化給付金ホームページでご確認ください。
手続方法	持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請 ※詳しくは、持続化給付金ホームページでご確認ください。
申請期間	令和2年5月1日～令和3年1月15日の24時まで
その他	持続化給付金コールセンター、申請支援窓口を開設予定
問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口【電話：0570-783183】 ※平日・土日祝日9：00～17：00 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【厚生労働省】

制度名称	雇用調整助成金（特例措置）、緊急雇用安定助成金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用主（農林水産業含む）
支援内容	<p>コロナウイルスの影響を受ける事業者が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成</p> <p>特例期間：令和2年4月1日から6月30日</p> <p>●国の助成率：中小企業 4/5 以上、大企業 2/3 以上</p> <p>※解雇を伴わない場合は中小企業 9/10、大企業 3/4</p> <p>※上限額：8,330円（教育訓練加算額を除く）</p> <p>※教育訓練を実施した場合は、助成金の加算があります。</p> <p>中小企業 2,400円、大企業 1,800円</p> <p>4月25日発表の更なる拡充（4月8日以降の休業等に遡及）</p> <p>①中小企業が解雇を行わず、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分の助成率は10/10</p> <p>②休業等の要請を受けた中小企業が解雇を行わず休業等に協力し、次のいずれかに該当する手当を支払っている場合 10/10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金の100%の休業手当 ・賃金の60%以上で上限額(8,330円)以上の休業手当
必要なもの	<p>【計画届に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号（1） 休業等実施計画（変更）届 ・様式第1号（2） 雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書 ・確認書類① 休業協定書・教育訓練協定書 ・確認書類② 事業所の状況に関する書類 <p>【支給申請に必要な書類（休業の場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第5号（1） 支給申請書 ・様式第5号（2） 助成額算定書 ・様式第5号（3） 休業・教育訓練計画一覧表および所定外労働時間等の実施状況に関する申出書 ・共通要領様式1号 支給要件確認申立書 ・確認書類② 労働・休日および休業・教育訓練に関する書類
手続方法	上記の書類を揃えてハローワーク峰山へ提出してください。
申請期間	すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。
その他	京丹後市による追加補助制度あり（次ページ参照）
問い合わせ	ハローワーク峰山【電話：0772-62-8609】

【京丹後市】

制度名称	京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金
対象者	国の助成金（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金）の支給決定を受けた中小企業雇用主（農林水産業含む）
支援内容	<p>国の助成金（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金）（前ページ参照）の支給決定を受けた中小企業雇用主に対し、休業手当や賃金の一部を国の助成金に上乗せして助成</p> <p>●市の助成額：基準賃金額（平均賃金額×休業手当等支払い率）から国の助成金を控除した額</p> <p>※国と市の助成金の合計額 10,412 円が上限 （令和2年4月1日時点）</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第1号 京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金交付申請書兼請求書 ・ 確認書類 国の助成金支給決定通知書の写し 国の助成金支給申請書の写し 国の助成金助成額算定書の写し 労使間の協定書（休業協定書）の写し その他（京丹後市外に勤務する従業員も含まれている場合に、京丹後市内の事業所に勤務する従業員数及び休業日数が分かる資料） 等
手続方法	国の雇用調整助成金等の支給決定通知を受けたのち、上記の書類をそろえて京丹後市へ提出してください。※郵送可
申請期間	国の雇用調整助成金等の支給決定通知を受けたのち、速やかに申請してください。
問い合わせ	<p>商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】</p> <p>農林水産部 農業振興課【電話：0772-69-0410】</p>

【厚生労働省】

制度名称	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)
対象者	<p>下記①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者（正規・非正規を問わない）に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の休暇を取得させた事業主</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等した諸学校等に 通う子ども</p> <p>② 新型コロナウイルスに感染した等の理由により、小学校等を休むことが必 要な子ども</p>
支援内容	労働者の休暇中に支払った賃金相当額×10/10（日額上限：8,330円） ※適用日：令和2年2月27日～6月30日（予定）に取得した休暇
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	令和2年9月30日まで
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コー ルセンター【電話：0120-60-3999】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【厚生労働省】

制度名称	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
対象者	<p>下記①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者で、一定の要件を満たす方。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等した諸学校等に 通う子ども</p> <p>② 新型コロナウイルスに感染した等の理由により、小学校等を休むことが必 要な子ども</p> <p>【一定の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人で就業する予定であった場合 ・ 業務委託契約等に基づく業務遂行に対して報酬が支払われており、発注 者から一定の指定を受けているなどの場合
支援内容	<p>就業できなかった日について、1日あたり4,100円を支給(定額)</p> <p>※適用日: 令和2年2月27日~6月30日(予定)</p>
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	令和2年9月30日まで
問い合わせ	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コー ルセンター【電話: 0120-60-3999】</p> <p>商工観光部 商工振興課【電話: 0772-69-0440】</p>

【京都府・京丹後市】

制度名称	新型コロナウイルス対策緊急支援補助金
対象者	市内中小企業・小規模事業者
支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備投資や事業継続、売上向上につながる取組に必要な経費に対する補助</p> <p>小規模事業者：府補助 2/3（上限 20 万円）、市補助 1/3（上限 10 万円）</p> <p>中小企業：府補助 1/2（上限 30 万円）、市補助 1/3（上限 10 万円）</p> <p>事業実施期間：令和 2 年 2 月 25 日～令和 3 年 1 月 29 日まで</p>
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	<p>令和 2 年 4 月 30 日まで</p> <p>※申請期間の延長を検討中です。続報にご注意ください。</p>
問い合わせ	<p>京丹後市商工会【電話：0772-62-0342】</p> <p>商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】</p>

【京都府】

制度名称	多様な働き方推進事業費補助金
対象者	市内中小企業・小規模事業者
支援内容	<p>テレワーク導入のための通信機器整備費等に対する補助</p> <p>小規模事業者：2/3、上限 50 万円</p> <p>中小企業：1/2、上限 50 万円</p> <p>※企業グループは 2/3、上限 100 万円</p>
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	お問い合わせください。
その他	<p>京都府の定める規定に基づき「子育て環境日本一に向けた職場作り行動宣言」の登録を行うことが必要です。</p>
問い合わせ	<p>京都府中小企業団体中央会【電話：075-708-3701】</p> <p>商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】</p>

【経済産業省】

制度名称	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
対象者	市内中小企業・小規模事業者
支援内容	新製品開発、サービス開発、生産プロセス改善のための設備投資等に対する補助金 小規模事業者：2/3、中小企業：1/2、上限1,000万円
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	令和2年4月20日～5月20日（以降も随時募集あり）
問い合わせ	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 【電話：050-8880-4053】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【経済産業省】

制度名称	小規模事業者持続化補助金
対象者	小規模事業者
支援内容	販路開拓や業務効率化の取り組みに必要な機器装置費、広報費、専門家謝金、委託費等に対する補助金 補助率：2/3、上限50万円（コロナ対応を行う場合は100万円）
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	令和2年6月5日まで
問い合わせ	京丹後市商工会【電話：0772-62-0342】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【経済産業省】

制度名称	IT導入補助金
対象者	市内中小企業、小規模事業者
支援内容	ITツール導入により業務効率化を行うためのソフトウェア、導入関連経費に対する補助金 補助率：1/2（コロナ対応を行う場合は2/3）、上限30～450万円
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	令和2年6月頃
問い合わせ	（一社）サービスデザイン推進協議会【電話：0570-666-424】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京丹後市】

制度名称	京丹後市信用保証料補助制度の拡充
対象者	市内中小企業・小規模事業者（京都府中小企業融資制度、政府系金融機関の融資制度、京丹後市商工業振興融資制度に基づく融資を受ける者）
支援内容	京都信用保証協会の保証による借入時（令和2年2月6日から令和2年9月30日までに実行された融資）の信用保証料に対する補助 補助率：100%（上限：年額40万円）
必要なもの	印鑑、金融機関の通帳
手続方法	申請書に借り入れた金融機関からの証明を受け、申請書を商工振興課に提出してください。
申請期間	令和3年3月31日まで
問い合わせ	商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京丹後市】

制度名称	京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給
対象者	市内中小企業・小規模事業者（京都府中小企業融資制度、政府系金融機関の融資制度、京丹後市商工業振興融資制度に基づく融資を受ける者）
支援内容	令和2年1月29日～9月30日までの新規融資の借入利率のうち0.46% 上限：年額100万円 ※初回の利子支払月から起算して36月分まで
必要なもの	申請書、承諾書兼手数料口座振替依頼書、印鑑、融資を受けた先の金融機関の通帳
手続方法	一般金融機関：「申請書」および「承諾書兼手数料口座振替依頼書」を市に提出 政府系金融機関：「申請書」を商工振興課に提出してください。
申請期間	令和3年1月31日まで
問い合わせ	商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京都府】

制度名称	新型コロナウイルス対応緊急資金（普通保証）
対象者	直近1カ月の売上高が前年同月比▲10%の事業者
支援内容	運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額：有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：1.2%
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	随時
その他	京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京都府】

制度名称	新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット4号保証）
対象者	1年以上継続して事業を行っており、直近1カ月の売上高が前年同月比▲20%、かつその後2カ月を含む3カ月の売上高が前年同期▲20%となることが見込まれる事業者
支援内容	<p>運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関が行う京都府または市の制度融資</p> <p>例 融資限度額：普通保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：0.9%</p>
必要なもの	試算表、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明
手続方法	専用の認定申請書を商工振興課へ2部提出してください。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）
申請期間	令和2年2月18日～6月1日
その他	<ul style="list-style-type: none"> 要件確認のため市町村の認定が必要 <p>※京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。</p>
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京都府】

制度名称	新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット5号保証）
対象者	直近3カ月の売上高（見込み額でも可）が、前年同月比▲5%の事業者 ※業種指定あり（738業種が対象（4月23日現在）、指定業種は、経済産業省 中小企業庁のホームページでご確認ください。）
支援内容	<p>運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関 が行う京都府または市の制度融資</p> <p>例 融資限度額：普通保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8千万円 融資期間：10年以内（据置2年以内） 利率：1.2%</p>
必要なもの	試算表、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明
手続方法	専用の認定申請書を京丹後市役所商工振興課へ2部提出してください。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）
申請期間	令和2年2月6日～9月30日
その他	<ul style="list-style-type: none"> 要件確認のため市町村の認定が必要 <p>※京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証 料補助制度が活用できる場合があります。</p>
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京都府】

制度名称	新型コロナウイルス対応緊急資金（危機関連枠）
対象者	直近1カ月の売上高が前年同月比▲15%、かつその後2カ月を含む3カ月の売上高が前年同期▲15%となることが見込まれる事業者
支援内容	<p>運転資金および設備資金に対する政府系金融機関融資、または民間金融機関が行う京都府または市の制度融資</p> <p>例 融資限度額：普通保証・セーフティネット保証とは別枠で、有担保2億円、無担保8千万円</p> <p>融資期間：10年以内（据置2年以内）</p> <p>利率：新規1.1%、借換1.7%</p>
必要なもの	試算表、売上帳、確定申告書の写し、履歴証明
手続方法	専用の認定申請書を京丹後市役所商工振興課へ1部提出してください。 （認定申請書の提出は金融機関による代理申請も可）
申請期間	令和2年2月1日～令和3年1月31日（予定）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 要件確認のため市町村の認定が必要。 <p>※京丹後市新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度、京丹後市信用保証料補助制度が活用できる場合があります。</p>
問い合わせ	京都府・京都市制度融資の金融機関 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【京都府】

制度名称	信用保証付き融資における保証料・利子減免
対象者	セーフティネット4号・5号・危機関連保証の適用要件に該当する事業者
支援内容	<p>民間金融機関からの融資について、信用保証料の減免及び実質無利子となる利子補給を実施します。</p> <p>① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る） →売上高前年同月比▲5%以上で保証料ゼロ＋金利ゼロ</p> <p>② 小・中規模事業者（①を除く） →売上高前年同月比▲5%以上で保証料1/2 →売上高前年同月比▲15%以上で保証料ゼロ＋金利ゼロ</p> <p>【融資上限】3千万円 【担保】無担保 【据置期間】5年以内 【金利補給期間】当初3年間（4年目以降は制度融資の所定金利）</p>
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	随時
その他	信用保証付き既往債務も、対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換えが可能。
問い合わせ	<p>京都府・京都市制度融資の金融機関 中小企業金融・給付金相談窓口【電話：0570-783183】 ※平日・土日祝日9：00～17：00 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】</p>

【日本政策金融公庫】

制度名称	新型コロナウイルス感染症特別貸付
対象者	直近1カ月の売上高が前年または前々年同月比▲5%の事業者 (前年の実績がない事業者でも過去3カ月比等で適用可能)
支援内容	<p>運転資金・設備資金に対する融資</p> <p>融資限度額：中小企業3億円、国民事業6千万円 融資期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 利率：中小企業1.11%（当初3年は0.21%） 国民事業1.36%（当初3年は0.46%）</p>
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	お問い合わせください。
その他	国が実質無利子となる利子補給制度を創設予定
問い合わせ	日本政策金融公庫 舞鶴支店【電話：0773-75-2211】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【日本政策金融公庫】

制度名称	新型コロナウイルス対策マル経融資
対象者	直近1カ月の売上高が前年同月比▲5%の小規模事業者
支援内容	<p>運転資金および設備資金に対する融資</p> <p>融資限度額：1千万円（通常分と別枠） 融資期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 利率：1.21%（当初3年は0.31%）</p>
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	お問い合わせください。
その他	国が実質無利子となる利子補給制度を創設予定
問い合わせ	京丹後市商工会【電話：0772-62-0342】 商工観光部 商工振興課【電話：0772-69-0440】

【商工組合中央金庫】

制度名称	(商工組合中央金庫による) 危機対応融資
対象者	直近 1 カ月の売上高が前年同月比▲5%の小規模事業者 (前年の実績がない事業者でも過去 3 カ月比等で適用可能)
支援内容	運転資金および設備資金に対する融資 融資限度額 : 3 億円 融資期間 : 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内 利率 : 1.11% (当初 3 年は 0.21%)
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	お問い合わせください。
その他	国が実質無利子となる利子補給制度を創設予定
問い合わせ	商工組合中央金庫 京都支店【電話 : 075-361-1120】 商工観光部 商工振興課【電話 : 0772-69-0440】

【日本政策金融公庫】

制度名称	特別利子補給制度（実質無利子）
対象者	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方。 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高 15%以上減少 ③中小企業者：売上高 20%以上減少
支援内容	上記要件を満たす事業者に対して実質無利子となる利子補給を実施 ・期間：借入後当初 3 年間 ・補給対象上限：（日本政策金融公庫等）中小事業 1 億円、国民事業 3 千万円（商工中金）危機対応融資 1 億円
必要なもの	お問い合わせください。
手続方法	お問い合わせください。
申請期間	随時
その他	令和 2 年 1 月 29 日以降に日本公庫等から借入を行った方について、対象者となる条件を満たせば、遡及適用が可能。
問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口【電話：0570-783183】 ※平日・土日祝日 9：00～17：00 商工観光部 商工振興課【電話：0772-669-0440】

新型コロナウイルス感染症相談窓口

受診・相談のめやす

以下の症状がある場合は、医療機関を受診する前に、専用相談窓口にご相談しましょう。

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の熱が 4 日以上（高齢者や基礎疾患等がある方、妊娠中の方は 2 日以上）続いている。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※基礎疾患等とは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

専用相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

京都府丹後保健所

電話 0772-62-4312 平日 8：30～17：15

京都府健康対策課

電話 075-414-4726 平日・土日祝 24 時間
Fax 075-414-4726



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



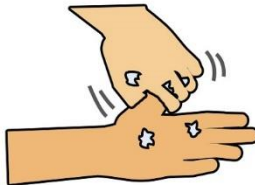
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



専用
相談窓口

丹後保健所: TEL0772-62-4312 (平日 8:30~17:15)

京都府健康対策課: TEL075-414-4726 (平日・土日祝 24時間)